

## 平成 28 年度事業計画

平成 27 年度事業報告（案）で示したように、27 年度は協会運営のための確かな収入確保が難しい状況での厳しいスタートとなった。終わってみれば厳しい状況は変わりないものの頑張れば何とか乗り切っていけるのではないかという見込みも新しい年に向けて立てられたのではないか、そんな思いのもと平成 28 年度は活動を展開していきたい。

今年度から新たな消費生活相談員制度が始まる。本協会は消費生活専門相談員資格取得試験に対応するテキストを平成 25 年より作成、販売するとともに、そのテキストを使用して座学による受験対策講座を本部事務所及び各支部で実施してきている。28 年度もこれまで同様に受験対策講座を実施する。また、27 年度より始めた通信講座は、多くの受講生を確保したが、28 年度はさらに多くの受講希望者の確保が見込まれる。本協会がこうした多様な講座を、自主事業として消費生活相談員を目指す人々に提供することは、新たな消費生活相談員制度定着に資することと考えている。

さらに、新たな消費生活相談員制度の中で“みなし規定”が設けられているが、このみなし規定の適用を受けるのは現役相談員と、現役ではない（過去 5 年間に消費生活相談関連業務に従事していない人々等）消費生活相談員資格保有者等である。現役相談員は現役であるということをもって、“みなし規定”が適用されるが、後者は内閣総理大臣指定の講習機関が実施する講座を受講すれば 5 年間に限り“みなし規定”の適用が受けられる。本協会は「指定講習機関」の指定を内閣総理大臣から受け、みなし規定の適用を希望する主に現役以外の人々のための講習を自主事業として支部で実施する。

28 年度も各自治体等から資格取得のための講座実施や、現役相談員のレベルアップ講座事業実施の依頼があれば積極的に受託していきたい。また、それ以外に各自治体から消費者教育推進に資するための講座や、サポーター養成講座等を実施するための事業提案があれば、これも積極的に受託していきたい。そして、こうした受託事業は本協会の活動の目的や規模に見合ったものを慎重に選択し、受託、実施していきたい。

27 年度に引き続き、公益活動として高齢者、あるいは高齢者を見守る人々（サポーター養成講座）、若者などを対象に出前講座を実施していく。

適格消費者団体としての活動は、27 年度に提訴した事案を引き続き取り組んでいくと同時に、新たな案件があれば差止請求も積極的に申し入れていく。さらに、10 月に施行される「消費者の財産的な被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律」に規定されている「特定適格消費者団体」として、本協会がふさわしい活動を展開していけるかどうかなどを慎重に検討していく。

平成 27 年は消費者行政の低下を招き消費者の権利を蔑ろにされかねない消費者庁等の徳島移転問題が持ち上がり、移転反対を表明した。引き続き消費者の権利を守るための活動として積極的に取り組んでいく。

会員及び賛助会員の方々のご支援ご協力を頂くことができる活動を展開していきたい。

## <公益事業1>

### I 消費者相談

#### 1. 自主事業

##### (1) 週末電話相談の実施

本部事務所（土・日）、関西事務所（日）、北海道事務所（土）で実施する。

本部週末電話相談室では平日に継続・あっせん処理を実施。

「こんな相談ありました!!vol. 16」報告書作成。

##### (2) 電話相談110番は必要に応じて実施する

#### 2. 受託事業

##### (1) 兵庫県 … サポートデスク専門相談員業務

##### (2) 神戸市 … 週末電話相談業務

##### (3) 福島県（二本松市、大玉村）、福岡県（大牟田市、古賀市、福津市、水巻町、新宮町、岡垣町、久山町、筑前町、芦屋町） … 消費生活相談業務

### II 消費者問題に関する教育・啓発・調査研究等

#### 1. 自主事業

##### (1) 研修講座の開催

###### ①消費生活相談員養成・対策講座、消費生活相談員資格試験対策講座

###### ア 消費生活専門相談員養成・対策講座

・6支部で実施する。

###### イ 消費生活相談員資格認定試験対策講座

・本部で通学の対策講座を実施する。

・本部で通信の対策講座を実施する。

###### ウ 指定講習会

・指定講習実施機関として指定を受け、5支部で指定講習会を実施する。

###### ②消費者問題に関する教育・啓発講座

###### ア 全相協消費者講座を27年度、28年度で合計600件実施することとしているので、28年度は27年度実施件数（401件）を除く199件を実施する。

・高齢者・障がい者対象

・若者対象

・見守りの方対象

###### イ サポーター養成講座を実施する。

本協会の自主事業として、一般の方対象に、消費生活マイスター養成講座（消費生活サポーター講座）を実施する。

- ・各支部でサポーター養成講座の講師養成のための講座を会員対象に実施する。
- ＊一般には、高齢者を見守る方たちは「消費生活サポーター」と名付けられているが、本協会としては、「消費生活サポーター」に比して、より積極的な活動をする人々と位置づけ、「消費生活マイスター」と名付けて講座を展開する。

ウ 事業者対象のテキストを作成する（消費者志向経営、見守りの活動など）

- ・事業者対象の研修会を行う。

## (2) 自主研究活動への助成

支部会員が自主研究するための助成を2年間行っているが、27年度に助成した自主研究会4件に対し2年目の助成を行う。

## (3) 交流会の実施

賛助会員と本協会会員の相互理解、情報の共有等を目的に講演会や懇談会等を本部並びに各支部で開催する。

## (4) 消費者教育の推進

「消費者教育の手引き書」やリーフレットを作成し、消費者等に配布し消費者教育・啓発活動を実施する。

## (5) 広報活動

### ① 機関紙「全相協つうしん JACAS JOURNAL」

隔月に発行し、正会員、賛助会員、全国の消費生活センター等に配布する。

### ② 記者説明会の開催

## (6) 消費者情報研究所における活動

公開シンポジウムを実施する。

## (7) 連携・交流活動

行政、企業、業界団体、消費者団体等と連携し、本協会及び消費生活相談員の意見を伝えたり要望等を行う。

## 2. 受託事業

### (1) 地方自治体等

#### ① 出前講座

ア 東京都 …… 介護事業者等への出前講座（300回実施）

- イ 三重県四日市市 …… 消費者問題出前講座
- ② 消費生活相談員向け講座
  - ア 岩手県消費生活相談員レベルアップ講座
- ③ その他
  - ア 東京都大田区 …… 資料コーナー、展示場の運営業務

(2) (独) 国民生活センター

- ① 出版物委託販売業務

3. 助成による事業

(1) 一般財団法人日本宝くじ協会

消費者教育・啓発のためのブックレット、リーフレットを作成し、全国の消費生活センター、図書館等に配布する。

- ① リーフレット 全世代向け お支払い方法  
A3二つ折り (A4 3ページ 1ページは全面広告)
- ② 週末電話相談事例集「こんな相談ありました!!vol.16」

(2) 一般財団法人ゆうちょ財団

消費者教育・啓発のために金融相談・金融教育活動等の活動費の一部の助成を受ける。

- ① リーフレット 高齢者・高齢者見守り向け  
A3二つ折り (A4 4ページ)
- ② テキスト 若者向け A4 8ページ

III 集团的訴訟制度事業

1. 自主事業

(1) 消費者団体訴訟室の活動

消費者団体訴訟室では、「週末電話相談」や本協会のホームページ上の「消費者被害メール便」に寄せられた消費者からの情報提供を基に、消費者被害の未然防止のために積極的に、差止請求の申入れ及び是正・改善要望等を行い、加えて関係機関への要望などを行う。

(2) 各支部で団体訴訟に関する勉強会を実施

IV 40周年記念事業の準備